

韓国の儒教思想と「水子供養」

—宗教信者の妊娠中絶に関する考察—

浏览上恭子

はじめに：韓国に広がる「水子供養」

これまで日本特有の信仰と考えられてきた水子供養が、1980年代中盤に、妊娠中絶の増え続ける韓国に導入されて以降、「落胎（中絶）天国」最大の民衆宗教と化して今日に至っている。日本植民地時代より布教活動が続けてきた天理教、金光教、立正佼成会等をよそに、導入されて10年足らずで、「中絶天国」と称されたかつての日本をしのぐ勢いで韓国に広がった「水子供養」は、韓国・朝鮮の地への定着に最も成功した「日本系宗教」（注1）と言っても過言ではないと思われる [李元範 2007:1-39]。本稿において、「水子供養」が韓国の宗教界に広がっていった経緯をたどりながら、宗教信者の妊娠中絶事情を解明し、宗教信者による「水子供養」の実践から、韓国宗教のいかなる実相を読み解くことができるのか考察してゆきたい。

1. 韓国の妊娠中絶事情

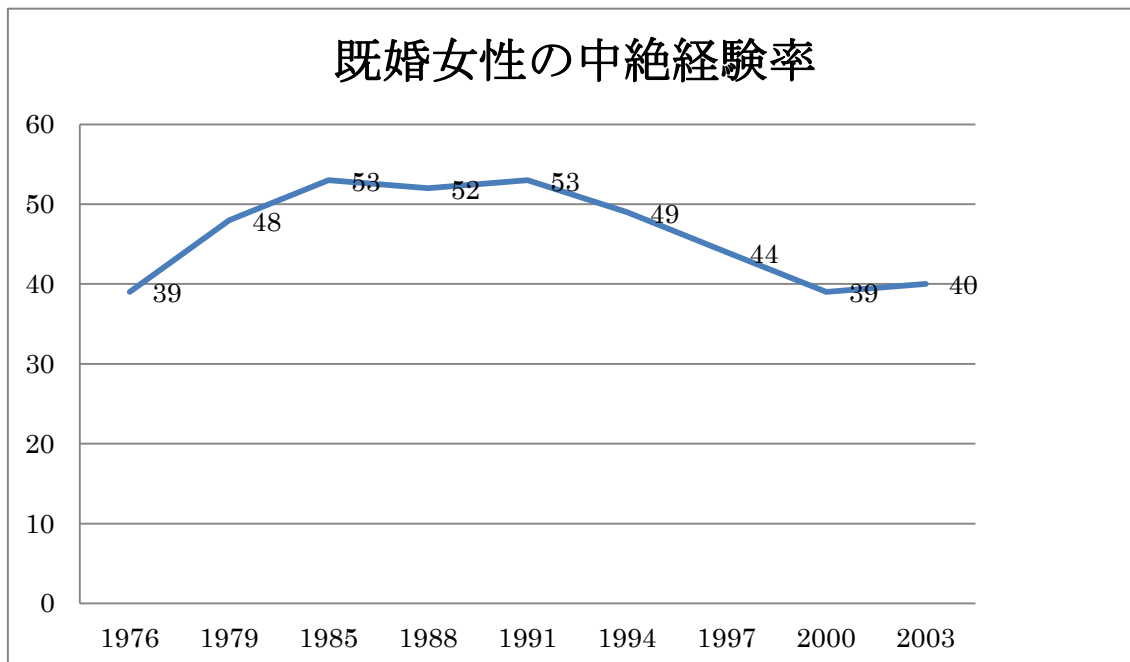
管見の及ぶところによれば、水子供養が韓国に導入されたのは1980年代中盤で、その頃は、韓国において生殖技術が発達し、胎児の性別や障害の有無が判るようになったことによって、人工妊娠中絶が急増した時期であった。

男系主義を旨とする儒教が信奉されている韓国では、父系血統を受け継いで祖先祭祀を執り行う跡取り息子を産むことが嫁の最大の務めとされている。男児を産んだ女性は、息子が長じて戸主となった折には家長の母として尊待され、自身の死後、息子から祖先として祀ってもらえることができる。だが、男児を産めなかった女性は、死後自身を祖先として祀ってくれる者がなく、祭祀を受けることのできない「無主孤魂」（無縁仏）となることを余儀なくされる。そうした儒教の伝統が根強く残る中、生まれて来るまで子供の性別が判らなかった時代には、韓国の女性達は男児が生まれるまで何人でも子供を産んでいた。だが、生殖技術が発達し、子供の性別が出生前に判るようになった1980年代中盤以降、同国の女性達は男児を妊娠するまでは何度でも中絶し、男児が得られたら断産するようになった。その結果、次のグラフに見られるように、有配偶婦人（夫が存命の既婚女性）の妊娠中絶が急増し（<グラフ 1-1>参照）、出生率の急速な低下と（<グラフ 1-2>参照）、出生性比（出生時の女児の数を100とした時の男児の数。105～106が正常とされる）の不均衡が進行することになった（<グラフ 1-3>参照）。

一般に、韓国の女性達は、初めての子供を中絶すると不妊症になる恐れがあるため、第一子は子供の性別に係わりなく出産し、二人目までに男児が生まれなかったら、第三子の妊娠が判った時点で胎児の性別を検査して（注2）、女児と判れば中絶する。そのため、<グラフ 1-3>「出生順位別出生性比」に示されているように、第一子の性比は正常値とほぼ同じであるが、第二子の性比が若干上昇し、第三子以降の性比が跳ね上がる。また韓国

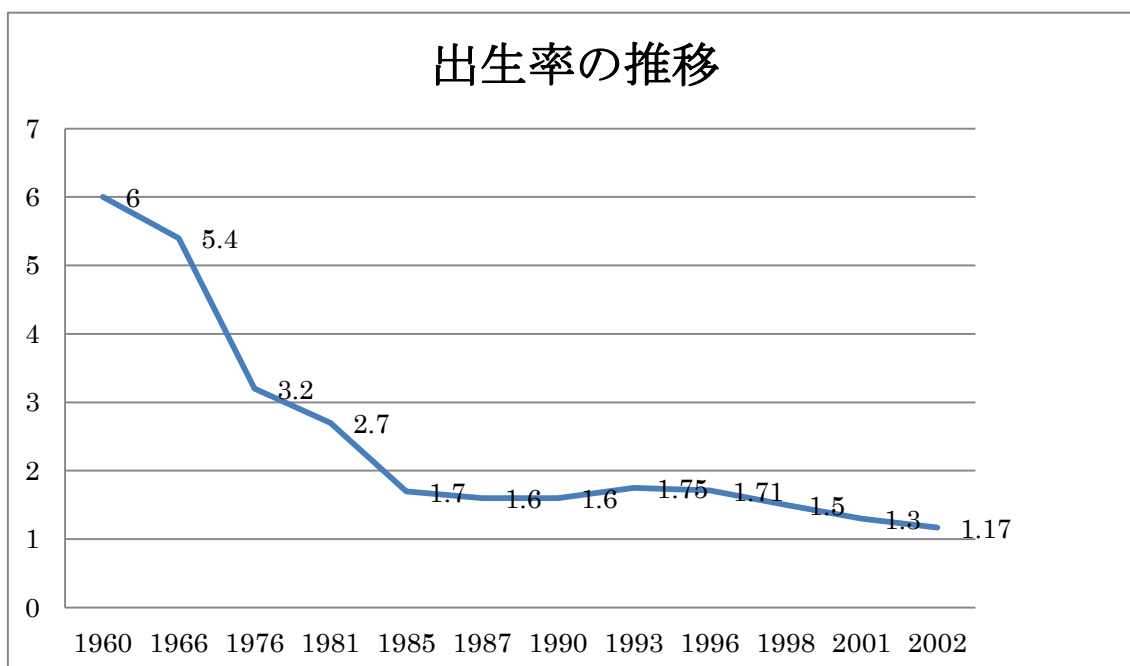
には、辰年、午年、寅年（注 3）生まれの女性は「数奇な運命を背負っている」という迷信があつて、これらの年には女兒の出産が忌避され、女兒の中絶が増えるために出生性比が上昇するという現象がみられる〔金은남 1998:26-36、徐정신 1994:217-225〕（<表 1-3>参照）。

<グラフ 1-1>



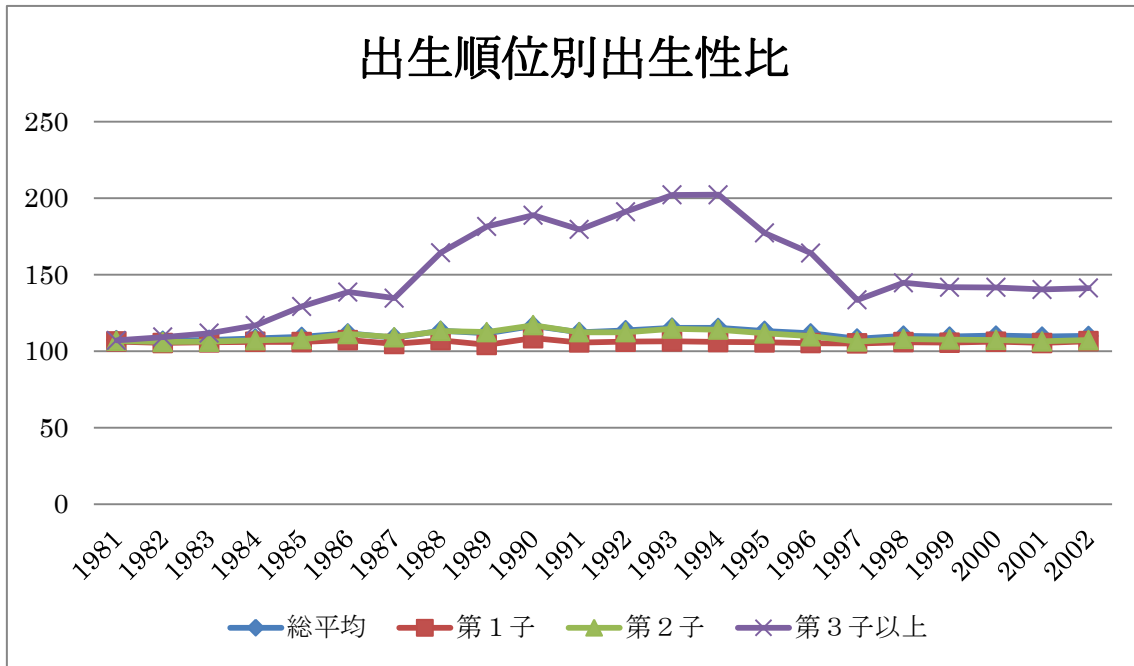
出所：韓國保健社會研究院「15～44 歳 有配偶婦人인 人工妊娠中絶経験率」『全國出産力 및 家族保健實態調査』上記各年度。

<グラフ 1-2>



出所：韓國保健社會研究院『全國出産力 및 家族保健實態調査』上記各年度。

<グラフ 1-3>



<表 1-3>

年(六十甲子)	総平均	第1子	第2子	第3子以上
1982(壬戌)	106.8	105.4	106.0	109.2
1983(癸亥)	107.4	105.8	106.2	111.8
1984(甲子)	108.3	106.1	107.2	116.9
1985(乙丑)	109.4	106.0	107.8	129.2
1986(丙寅)	111.7	117.3	111.2	138.6
1987(丁卯)	108.8	104.7	109.1	134.7
1988(戊辰)	113.3	107.2	113.2	164.4
1989(己巳)	111.8	104.1	112.5	181.5
1990(庚午)	116.5	108.5	117.0	188.8
1991(辛未)	112.4	105.7	112.4	179.5
1992(壬申)	113.6	106.2	112.4	191.1
1993(癸酉)	115.3	106.4	114.7	202.1
1994(甲戌)	115.2	106.0	114.1	202.2
1995(乙亥)	113.2	105.8	111.7	177.2
1996(丙子)	111.6	105.3	109.8	164.0
1997(丁丑)	108.2	105.1	106.3	133.5
1998(戊寅)	110.1	105.9	108.0	144.7
1999(己卯)	109.6	105.6	107.6	141.8
2000(庚辰)	110.2	106.2	107.4	141.7
2001(辛巳)	109.6	105.4	106.4	140.3

出所：統計廳『2005年人口動態統計年表』，선우인『六十甲子解説』대양미디어.2005,

2. 韓国仏教への「水子供養」導入

1980年代中盤以降、産業化の進展による急速な出生率低下と胎児の性別検査技術の発達相まって、妊娠中絶が増加の一途をたどる中、韓国の仏教寺院で、中絶手術の刃に四肢を切り裂かれた胎児が夢に出てきて、中絶した母親への恨みを語るといった霊障を訴える信徒が見られるようになった [淵上 1997:98-104]。1995年より韓国の寺院で筆者が行っている聞き取り調査によれば、1980年代の中頃からそうした霊障を訴える信徒が増え始め、信徒達の求めに応じて、訪日経験のある住職が、日本滞在時に見聞きした水子供養を韓国仏教に取り入れて、中絶胎児の祟り封じの祈禱を行っていた。儒教的気風が最も根強く残っているとされる慶尚道の大邱市内の大韓佛教曹溪宗P寺において、1984年に韓国で初めて行われたと目される「水子供養」は、当初、妊娠中絶の霊障に悩まされる信徒への個人祈禱として行われていた [淵上 2001:70-76]。その後、祟り封じの依頼の増加を機に、韓国仏教の死者供養の名節である百衆節（「ペッチュンチョル」：孟蘭盆節ともいわれる旧暦5月25日から7月15日までの49日間）の折に、「水子靈駕薦度齋」（薦度齋（チョンドチュ）：死者の靈魂を極楽に送る韓国仏教の儀式）と銘打って、「水子靈駕」（靈駕（ヨンガ）：韓国仏教の死者）の位牌が寺院に合祀され、妊娠中絶の罪障消滅と中絶児の極楽往生が祈願されるようになった [淵上 2002: 181-207]。

このようにして韓国仏教に導入された「水子供養」は、1990年代に入って、カトリックの「落胎（中絶）贖罪ミサ」や「家庭聖化と生命守護ミサ」（注4）のコンセプトに反映され [李康守 1995:72-79]、カトリック信者の中に、僧侶と親交のあるシスターを介して、あるいは「水子供養」の広告を見る等して、自ら洗礼名を掲げ、水子の位牌を寺院に祀る者が現れるようになった。また、1990年代以降、「水子供養」が圓佛教の「幼子靈駕薦度齋」や甌山道の「嬰兒薦度式」といった新宗教の「落胎児薦度儀式」にも取り入れられるようになり [淵上 2002:181-207, 皿谷 2003:59-176]、妊娠中絶の蔓延する韓国の地に宗教の枠を超えて広がっていくこととなった（注：韓国では一般に人工妊娠中絶のことを「落胎（ナクテ）」という。これ以降、文脈に応じて妊娠中絶を「落胎」と表記する）。

3. 宗教信者の妊娠中絶

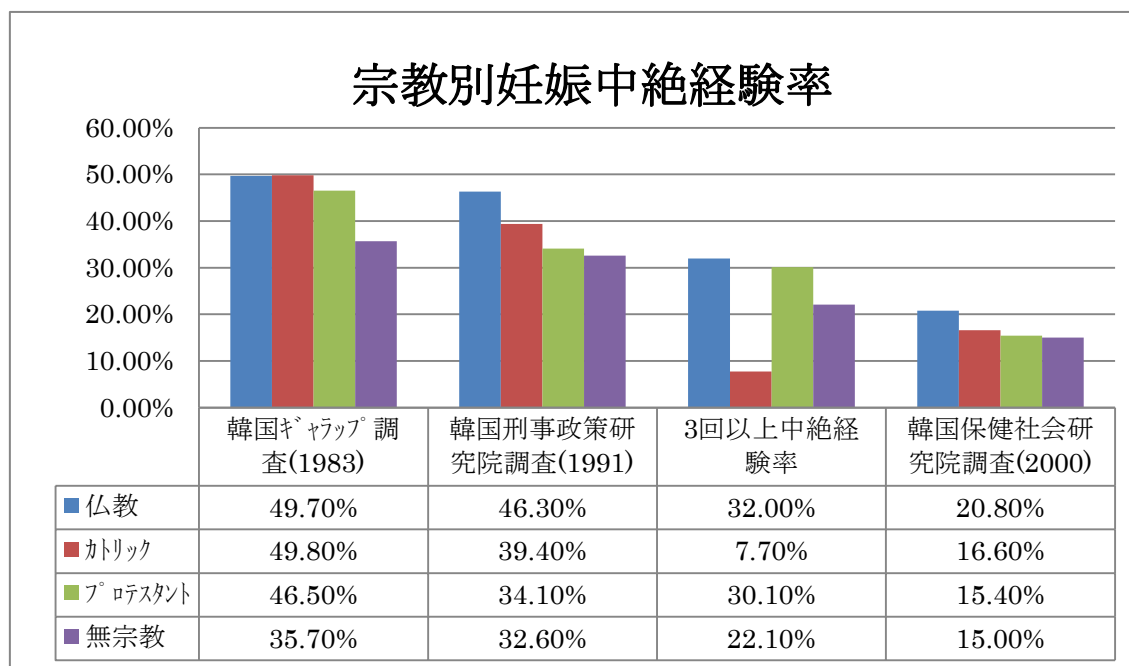
韓国内のプロライフ関連機関の推定によれば、近年の韓国の年間中絶件数は150万件から200万件（1日に約4,000件）に上っており、妊娠中絶される胎児の数は、韓国で誕生する子供の数の約3倍に達するとみられている（注：1990年代から2000年代初頭にかけての年間出生児数は約60万人であった） [ニューズウィーク 2002.5.15.: 48, カトリック新聞① 2003.2.9., 時事マガジン（申혜영）2008.6.11.]. また、韓国の妊娠中絶の約7割は既婚女性によるもので [朝鮮日報 2001.5.1, カトリック新聞① 2003.2.9., 世界日報 2004.12.30.], その大部分が、医学的適応に該当しない、家族計画上の理由に基づく社会的中絶と見なされており [韓国司牧研究所 2005]、全妊娠中絶の約95%が、「母子保健法」第14条に定められた「人工妊娠中絶の許容限界」（注5）に該当しない違法中絶と推定されている [文化日報 2006.10.11., 中央日報 2008.2.14.]。

プロライフ運動関係者によってこのように推測されている妊娠中絶の実態を探るべく、政府研究機関が調査に着手し、1991年に韓国刑事政策研究院が漢陽大学の沈英姫教授をリーダーに据えて、無作為抽出法によって選んだソウル地域の15歳以上の男女1,200人を対象とした妊娠中絶の実態と意識に関する質問紙調査を実施した（注6）。その結果、調

査対象者のうち中絶経験のある者は全女性調査対象者の 36%に当たる 236 人で、中絶経験者の平均中絶回数は 2 回と判明したが、調査対象者の中絶の実態を既婚・未婚別に調べたところ、既婚女性の中絶経験率は 52.2%、未婚女性のそれは 3.7%となっており [沈英姫 1991:25-243]、婚前妊娠が恥とされる未婚女性が妊娠した場合は、胎児の性別に係りなく中絶するのに対して、男児出産を強いられる既婚女性が中絶する場合は、胎児の性別がその決定要因となることが判明し、プロライフ関係者の指摘の通り、韓国の妊娠中絶の典型は、「女兒落胎」と称される、既婚女性による女兒の性選択的中絶となっていることが明らかになった [沈英姫 1991:43]。

さらに、妊娠中絶と信仰との関連について調べるために、同研究院が上記の質問紙調査において調査対象者に信仰の有無を尋ね、それぞれの宗教を信仰するグループ毎の中絶経験率を算出した。その結果、<グラフ 3-1>「宗教別妊娠中絶経験率」に示されているように、仏教、カトリック、プロテスタントといった宗教の信者の中絶率の方が、信仰を持たない者の中絶率よりも高いことが明らかになった。後の 2000 年に韓国保健社会研究院が行った調査においても、また両研究院の調査に先立って 1983 年に行われた韓国ギャラップ調査研究所の調査においても、結果は同様で、信じる宗教の如何に拘わらず、宗教を信じている人々がより多くの妊娠中絶を行っている現実が明かされることとなった（注：1980 年代から 2000 年代までの調査結果を比較するために、1983 年に韓国ギャラップ調査研究所が実施した調査を提示した）[韓国ギャラップ調査研究所 1983, 沈英姫（韓国刑事政策研究院） 1991: 144,157, 韓国保健社会研究院 2000]（注 7）。

<グラフ 3-1>



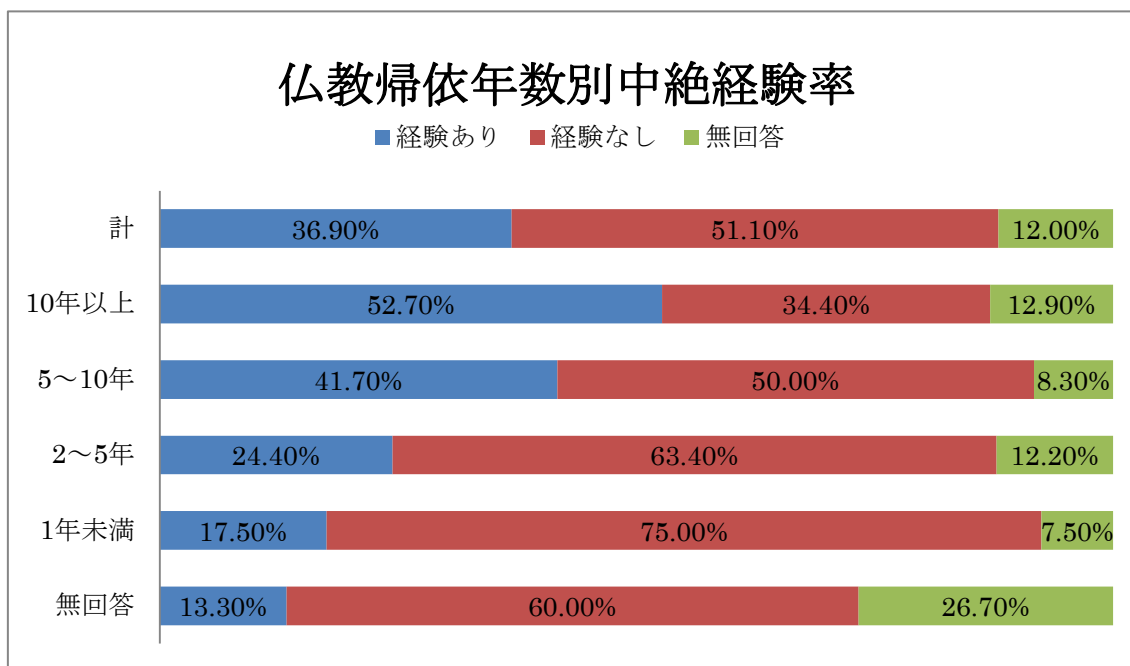
出所：1983 年韓国ギャラップ調査：Saint Luke Society セミナー資料，2008 年 9 月 28 日。1991 年韓国刑事政策研究院調査：沈英姫「落胎の実態および意識に関する研究」『刑事政策研究』2 巻 2 号,1991 年,p.144。3 回以上中絶経験率：沈英姫前掲論文,p.157。2000 年韓国保健社会研究院調査：『東亞日報』2003 年 11 月 12 日。

韓国刑事政策研究院が犯罪学の立場から行った妊娠中絶調査の結果が、1991 年に「落胎の実態および意識に関する研究」と題する論文にまとめられ発表された。その調査結果を

受けて、信者達の中に妊娠中絶が蔓延していることに危機感を抱いていた宗教界が実態調査に乗り出し、1994年に韓国中央僧伽大学校の普覺僧侶が、10代から60代までの仏教徒の女性225人を対象とした質問紙調査を実施した。同年発表された普覺僧侶の論文（「仏教人の妊娠中絶に対する意識調査研究」）に沿って、調査結果を見てゆくこととしたい。

まず、普覺僧侶が調査対象者に中絶経験の有無を尋ねたところ、中絶経験のある者は36.9%（83人）、無い者は51.1%（115人）、無回答は12.0%（27人）であった（＜グラフ3-2＞・＜表3-2＞参照）（注8）。続いて、普覺僧侶が、調査対象者の仏教帰依年数と中絶経験率との関連を調べたところ、＜グラフ3-2＞・＜表3-2＞の「仏教帰依年数別中絶経験率」に示されているように、仏教への帰依年数が長い信徒になるほど、中絶経験率が高くなることが判明した〔普覺：1994:183-203〕（注9）。

＜グラフ3-2＞



＜表3-2＞

帰依年数 (人)	中絶経験 あり	中絶経験 なし	無回答	計
無回答 (人)	13.3% (2)	60.0% (9)	26.7% (4)	6.7% (15)
1年未満 (人)	17.5% (7)	75.0% (30)	7.5% (3)	17.8% (40)
2～5年 (人)	24.4% (10)	63.4% (26)	12.2% (5)	18.2% (41)
5～10年 (人)	41.7% (15)	50.0% (18)	8.3% (2)	16.9% (36)
10年以上 (人)	52.2% (49)	34.4% (32)	12.9% (12)	41.3% (93)
合計 (人)	36.9% (83)	51.1% (115)	12.0% (27)	100.0% (225)

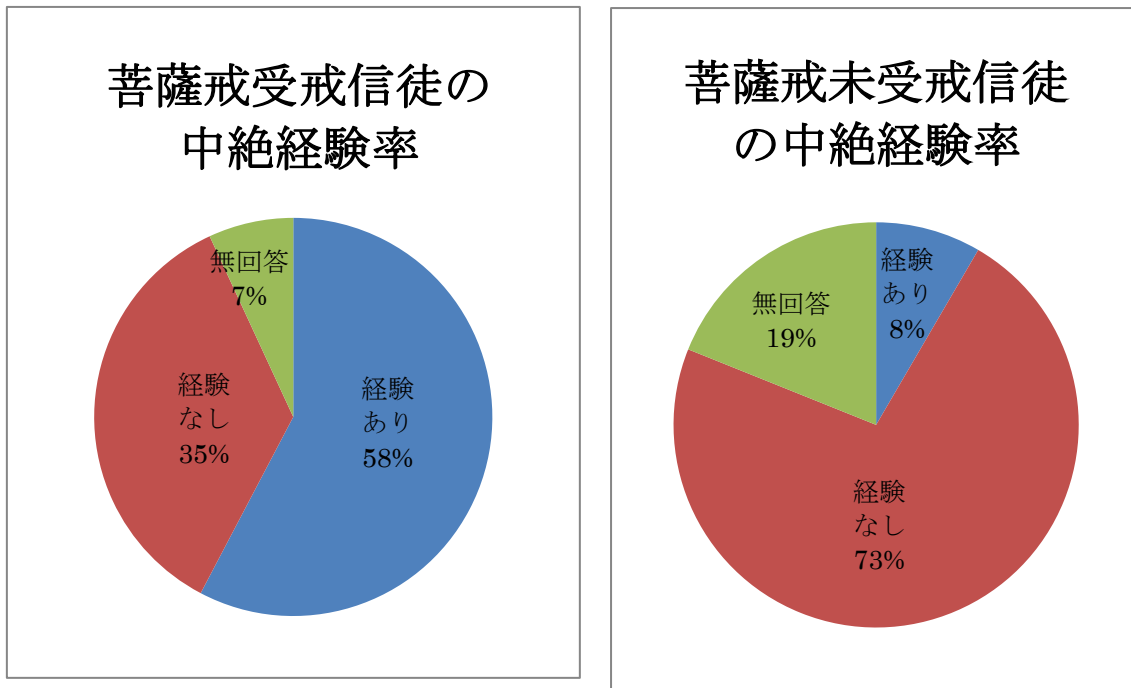
出所：普覺「仏教人の妊娠中絶に対する意識調査研究」, pp.187-189.

さらに、普覺僧侶が調査対象者の菩薩戒の受戒／未受戒と妊娠中絶率との関連を調べたところ、〈表 3-3〉・〈グラフ 3-3〉「菩薩戒の受戒別にみた仏教徒の妊娠中絶率」に示されているように、調査対象者（225 人）のうち菩薩戒を受戒した者は 57.8%（130 人）、受戒していない者は 42.2%（95 人）であったが、菩薩戒を受戒した信徒の 57.7%（75 人）が中絶の経験があると答えた一方で、菩薩戒を受戒していない信徒のうち中絶経験のある者は 8.4%（8 人）となっており、菩薩戒を受戒していない信徒よりも、菩薩戒を受戒した信徒の方が中絶率が高いことが明らかになった[普覺 1994:190-191]（注 10）。

〈表 3-3〉菩薩階の受戒別にみた仏教徒の妊娠中絶率

菩薩戒	中絶経験あり	中絶経験なし	無回答	計
受戒 (人)	57.7% (75)	36.5% (46)	6.9% (9)	57.8% (130)
未受戒 (人)	8.4% (8)	72.6% (69)	18.9% (18)	42.2% (95)
計 (人)	36.9% (83)	51.1% (115)	12.0% (27)	100.0% (225)

〈グラフ 3-3〉



出所：普覺、前掲論文、p.191.

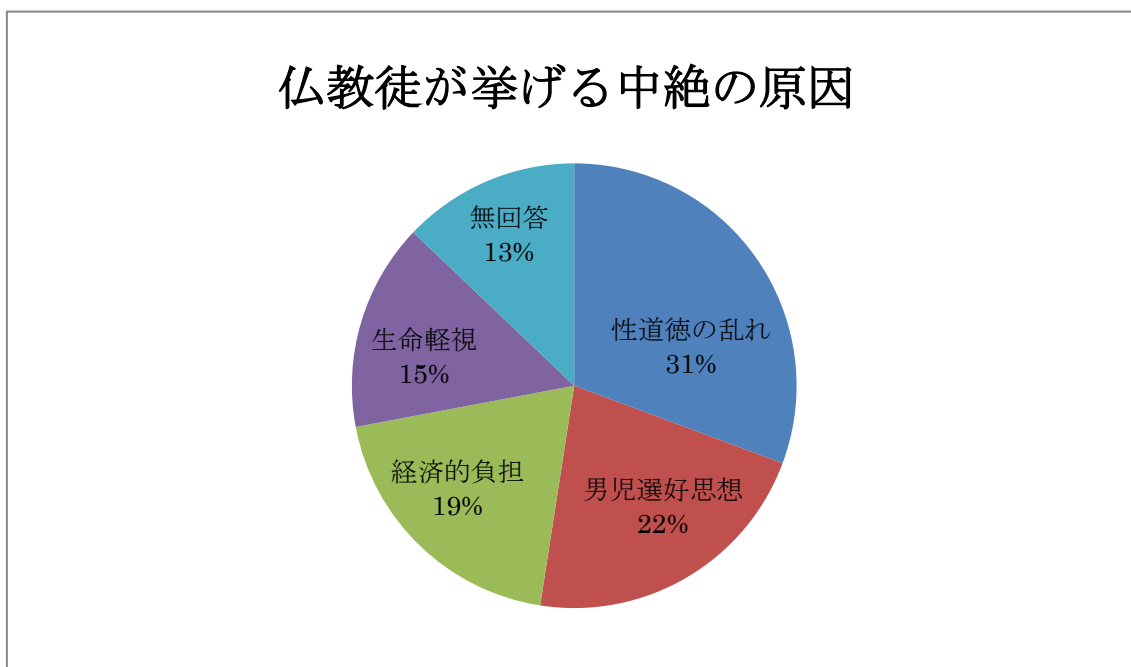
普覺僧侶の調査は、言うならば、大乘菩薩となるための修行の戒律とされる菩薩戒を受戒した、信仰歴の長い信徒になるほど中絶経験が増えてゆくこと、すなわち、長年仏教に帰依し、菩薩戒の受戒というイニシエーションを経た信徒の方が、信仰歴が浅く菩薩戒を受戒していない信徒よりも中絶経験が多いことを明らかにするものとなった [普覺 1994:187-191]。この調査結果に対して、一般に菩薩戒を受戒するには相応の信仰歴を要し、長年にわたって信仰していれば自ずと信徒の年齢層が上昇してゆくため、それに伴う

加齢効果によって中絶経験率が上がったのではないかという指摘がなされるかもしれない。だが、前述の<グラフ 3-2>と<グラフ 3-3>から明らかなように、信徒の中絶率は信仰歴の長さとは相応して上昇しており、菩薩戒受戒者の中絶率（57.7%）が未受戒者の中絶率（8.4%）を 50 ポイント近く上回っている。こうしたことを考えると、韓国の仏教徒にとって、菩薩戒の受戒は、妊娠中絶を戒めるというよりは、むしろ中絶に対するある種のお墨付きを得る契機と受け取られているのではないかと思われる。

同様のことはカトリック信者にもあてはまり、1991年に天主教（カトリック）ソウル大教区の班長 719 人を対象として質問紙調査が実施された結果、調査対象者の 98.9%が中絶は殺人であるという教会の教えを理解しながら、83.6%が妊娠中絶を経験しており、3回～5回中絶をしている者が 28%に上っていたことが判明した [『平和新聞』1991年12月15日号]。また、1991年9月6日に、天主教水原教区で 236 人の女性信者を対象として実施された調査の結果、調査対象者の 41.9%が洗礼を受けた後に中絶したことが明らかになった [天主教水原教区平信徒使徒職協議会 1992:151]。カトリックでは、自身の犯した罪を信者が司祭に秘密裏に告白する「告解」（「許しの秘跡」）が、教会の七つの秘跡の一つとされており、教会の教えに従って、洗礼を受ける前の罪は受洗によって許され、洗礼後に犯した罪はこの「許しの秘跡」すなわち「告解」によって許される。カトリック信者で妊娠中絶をしない医師として知られる車ヒジェ未来祝福産婦人科院長は、カトリック信者の女性達が臆することなく妊娠中絶するのは、中絶をしても「告解」をすれば罪が帳消しにされると考えているからではないかと述べている [カトリック新聞② 2003.2.9.]。

普覺僧侶の調査では、先に述べた仏教徒の中絶経験率に加えて、中絶の理由についても調べられており、調査対象者となった仏教徒の女性 225 人に中絶の理由を尋ねた結果が、<グラフ 3-4>「仏教徒が挙げる妊娠中絶の原因」に示されている。それによると、「性道德の乱れ」が 30.7%（69 人）、「男児選好思想（女兒だから）」が 21.8%（49 人）、「経済的負担」が 19.6%（44 人）、「生命軽視」が 15.1%（34 人）、「無回答」が 12.9%（29 人）となっており、「男児選好思想」すなわち胎児が女兒であることが、仏教徒の中絶理由の第 2 位を占めていることが明らかになった [普覺 1994:191-194]。

<グラフ 3-4>



出所：普覺, 前掲論文, p.191.

＜表 3-5＞初回妊娠中絶時の既婚・未婚別中絶理由（単位：％）
 [沈英姫（韓国刑事政策研究院）1991:162]

既婚女性		未婚女性	
断産	35.8		
本人・胎児の健康	19.1	社会的非難	62.1
経済状態	16.9	将来の計画に支障をきたす	31.1
出産間隔を調節する	15.9	相手との関係悪化	3.4
将来の計画に支障をきたす	5.5	本人・胎児の健康	3.4
夫との関係悪化	3.5		
女兒だから	3.0		

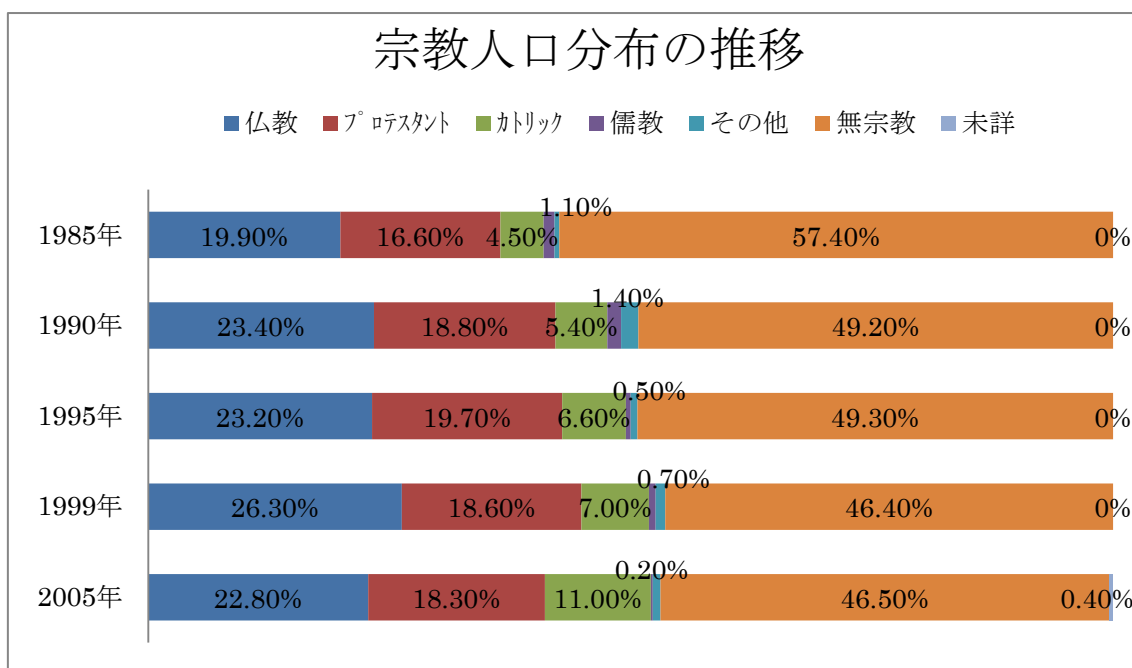
1991年に先述の韓国刑事政策研究院が、調査対象者を無作為に抽出して、既婚・未婚別に妊娠中絶の理由を尋ねる質問紙調査を実施した際、＜表 3-5＞「初回妊娠中絶時の既婚・未婚別中絶理由」に示されているように、胎児が女兒であることは、既婚女性の中絶理由の3%に止まっていた[沈英姫 1991:162]。このことを考えると、単純な比較はできないとはいえ、通常は無作為抽出法による意識調査の7倍以上に上る割合で、仏教徒が「男児選好思想」を中絶理由に挙げていることは、サンプリングの違いを考慮するとしても、驚くべきことであるに相違ない。韓国刑事政策研究院の調査に限らず、通常のランダムサンプリング法による質問紙調査においては、本当のところはどうであれ、調査対象者は胎児が女兒であったから中絶したとは答えたがらないもので、胎児が女兒であることを理由とする中絶は、せいぜい数パーセント程度しか浮上してこないのが常である。だが、仏教徒だけを調査対象者とした普覺僧侶の調査では、「男児選好思想」が「経済的負担」を抑えて中絶理由の第2位に挙げられており、しかもそれが21.8%という、無作為抽出法による設問調査では考えられないような高率を示している。このことは、男児の出産を熱望する儒教の「男児選好思想」が仏教徒により深く浸透しており、胎児が女兒であることを中絶の理由とする、いわゆる「女兒落胎」が、無宗教の者よりも仏教徒の間でより頻繁に行われていることを鋭く突いたものと考えられる。

これらの調査によって浮き彫りになった仏教徒の妊娠中絶の実態から翻って、宗教信者の妊娠中絶について推察するに、韓国特有の妊娠中絶とされる既婚女性による女兒の中絶の原因は、父系血統を絶やすことが大罪とされ、男系子孫を残すことが最優先される儒教の「男児選好思想」にあり、そうした儒教規範が仏教をはじめとする韓国の諸宗教に深く浸透しているが故に、無宗教の者よりも、信仰を持っている者の方が、「女兒落胎」に対して許容的なのではないかと考えられる。

統計庁のセンサスに基づいて行われる宗教人口調査によれば、＜グラフ 3-6＞・＜表 3-6＞「宗教人口分布の推移」が示すように、総人口に占める儒教信者の割合は1%にも満たないもので、一見すると、韓国の宗教界における儒教の教勢は衰退しているかのように思われる。その一方で、2002年に発表された韓国ギャラップ調査研究所の「韓国人の宗教と宗教意識」に関する調査の結果、仏教徒やキリスト教徒も「儒教式祭祀」を行っていること（注11）、韓国の仏教徒の100%、カトリック教徒の90%、プロテスタント信者の76%が儒教的な考え方に従って生活していることが明らかになっている[韓国ギャラップ調査

研究所 2002]。この調査と関連して、「ポサル（菩薩）」と呼ばれる女性在家信者が、自身は仏教に帰依しながら、家庭では儒教祭祀を担わされていることを考えるに、韓国の仏教は、言わば男性中心の儒教から排除され、祭祀に参加させてもらえない女性達が、仏教の名を借りて自ら祖先祭祀を行うための「女人の儒教」となっているのではないかと思われる。韓国におけるこうした儒教の社会的影響力を勘案するならば、仏教をはじめとする韓国の諸宗教が、儒教の影響を免れることは容易ではなく、統計に表れた儒教信者の比率がいかにも低くても、「男児選好思想」に代表される儒教思想は、韓国の人々の宗教意識に深く浸透していると考えられる。仏教や新旧キリスト教といった、生命尊重思想を説き、妊娠中絶を殺人として厳しく戒める宗教の信者が中絶をすることは、自身の信仰と矛盾しているようであり、信仰心の不足と受け取られるかもしれない。だが、妊娠中絶をした女性達は熱心な信者を自認するのが常であり、男児を産むために女兒を中絶したことによって、自らの信仰が弱まったとは考えないものである。生命尊重思想を唱える諸宗教の根幹に、父系血統の存続を尊ぶ儒教が根を下ろしている韓国の宗教的土壌にあって、女兒の中絶は跡取りの男児を得るための一過程とみなされ、信仰を持つ女性達が、男児を産めない苦しみからの救いを求めて宗教にすがることによって、より一層儒教に囚われてゆくことになると考えられる。

<グラフ 3-6>



<表 3-6>

年	仏教	プロテスタント	カトリック	儒教	その他	無宗教	未詳
1985	19.9%	16.6%	4.5%	1.1%	0.5%	57.4%	0.0%
1990	23.4%	18.8%	5.4%	1.4%	1.8%	49.2%	0.0%
1995	23.2%	19.7%	6.6%	0.5%	0.7%	49.3%	0.0%
1999	26.3%	18.6%	7.0%	0.7%	1.0%	46.4%	0.0%
2005	22.8%	18.3%	11.0%	0.2%	0.8%	46.5%	0.4%

出所：

- 1985年：[종교유형별 종교인구통계 및 도표] (1995.11.1.통계청조사기증) 文化觀光部宗務室編『韓國의 宗教現況』1999年10月, p.9. 文化觀光部『2002年 韓國의 宗教現況』2002年12月發行(統計廳『1985年 人口住宅總調査』(人口 및 住宅센서스集計 1985.11.1.)に基づいて算出) .
- 1990年：統計廳『1990年 人口住宅總調査』, 「韓國의 宗教」『韓國갯립宗教人口』2005.10.11.
- 1995年：[종교유형별 종교인구통계 및 도표] (1995.11.1.통계청조사기증) 文化觀光部宗務室編『韓國의 宗教現況』1999年10月, p.9., 文化觀光部『2002年 韓國의 宗教現況』2002年12月發行(統計廳『1995年 人口住宅總調査』(人口 및 住宅센서스集計 1995.11.1.)に基づいて算出) .
- 1999年：文化觀光部『1999年 韓國의 宗教現況』2003年6月發行(統計廳『韓國의 社會指標 1999年』に基づいて算出) .
- 2005年：韓國文化體育觀光部『2008年 韓國의 宗教現況』2009年1月22日發行。統計廳『2005年人口住宅總調査』(www.census.go.kr / 센서스)に基づいて算出。

4. 「祖上靈駕薦度齋」への包摂

中絶胎児の靈障に対する応急策として日本から緊急輸入された「水子供養」が、韓国に急速に拡がってゆく中、韓国仏教界の指導層は、日本の水子供養を韓国式にアレンジし、韓国仏教の教理に即した「胎児靈駕薦度齋」を考案することを企図していた。信仰実践よりも教理解釈が重視される韓国仏教界では、日本の民間信仰と習合した水子供養が否定的に捉えられる向きが強く、水子供養から民間信仰を取り除き、仏教教理と生命主義に裏付けられた「胎中生命尊重思想」を構築してゆくよう提言されていた [李貞子 1999, 金鶴洙 2001, 淵上 2002: 181-207]。

韓国仏教に水子供養を取り入れるにあたって、仏教界の指導層は、仏典には出てこない「水子」(韓国語で「수자 (スジャ) 」) という言葉を廃し、「胎児靈駕」、「胎中靈駕」という韓国仏教の用語を用いるよう提唱した。だが、中絶されて死んだ胎児を表す衝撃力のみなざる言葉の故に、多くの寺院で「水子」が用いられ、韓国仏教の死者を指す「靈駕」と折衷した「水子靈駕 (スジャヨンガ)」という名称が、人口に膾炙してゆくこととなった。

韓国仏教に水子供養を導入するにあたって、「水子」の名称と並んで問題になったのは、韓国仏教の「祖上靈駕薦度齋」における「水子靈駕」の位置づけであった。韓国の仏教界において、多くの寺院では、「有主無主有縁無縁一切列位」の精神の下で、すべての靈駕を等しく祀ることを旨とする仏教の教義に従って、中絶された胎児をも祖上(「조상 (チョサン)」: 祖先) の靈駕と等しく祀るよう提唱されている。だがその一方で、韓国社会の儒教の伝統に鑑み、祖先の極楽往生祈願を旨とする「祖上靈駕薦度齋」を重視してきた韓国仏教界の保守派の間では、「水子靈駕」と祖上靈駕を合祀することを否定的に考える向きがあった。「水子供養」の意義は認めながらも、こうした立場を支持する寺院は、百衆節とは別に、四十九日間なしは七日から十日ほどの期間を設けて、別途「胎児靈駕薦度齋」を執り行い、祖上靈駕と「水子靈駕」を区別する姿勢を守っている [淵上 2002: 181-207]。

現在のところ、多くの寺院が前者の立場をとっており、百衆節の際に祖上靈駕と「水子靈駕」の位牌が寺院に合祀されて、両者が等しく薦度されている。次の<資料 4-1>と<表 4-1>で紹介する中絶胎児の紙榜(「チバン」): 韓国の寺院で祀られる紙位牌) からもうかがわれるように、韓国仏教では、「水子靈駕」は儒教式の「祖上靈駕薦度齋」を通して「祭

祀（チェサ）」（韓国の仏教寺院で行われる儒教式祖先祭祀の儀礼）を受け、祖上靈駕とともに祀ってもらうことによって成仏し、極楽往生が叶えられると説かれている。言うならば、「水子靈駕薦度齋」が「祖上靈駕薦度齋」の中に位置づけられなければ、「水子供養」が韓国仏教に定着してゆくことができず、「祖上靈駕薦度齋」すなわち儒教思想にのっとった先祖供養がきちんと行われてこそ、「水子供養」がうまくゆくことが示唆されている。

cf. <資料 4-1>中絶された 胎児の紙榜位牌（別途ファイル「落胎児の位牌」）

<表 4-1>中絶された胎児の紙榜位牌の解説（<資料 4-1>参照）

no.	宗派	寺院所在地	備考
①	曹溪宗 太古宗	ソウル市内	女性（母親）が水子を祀る。
②	曹溪宗	ソウル市内	夫（水子の父親）の本貫（氏族の発祥の地）と姓を記した水子を夫婦（水子の父母）が祀る。
③	曹溪宗	ソウル市内	上位世代・父系・男性を中心として、実家の祖父母、親兄弟とともに女性（母親）が水子靈駕を祀る。水子の父親（夫）の本貫・名字を記す。后人は男性の、孺人は女性の靈駕を表す。祖母の本貫・氏名は不明。
④	曹溪宗	ソウル市内	前夫、現在の夫との間の水子を、各々の水子の父親の本貫・姓を記し、女性（母親）が祀る。
⑤	曹溪宗	京畿道城南市	男性が父親と水子を祀る。奉祀者の続柄は最上位の靈駕からみたものを記す。
⑥	曹溪宗	全羅南道寶城郡	キリスト教病院の産婦人科医師が、中絶した胎児達を祀っている。非血縁者が靈駕を祀る場合は記附と記す。
⑦	曹溪宗	全羅南道寶城郡	カトリック信者の女性が、マリアという洗礼名を記して水子を祀る。
⑧	天台宗	ソウル市内	12 人の水子を祀る。別の位牌に奉祀者名が記されている。
⑨	曹溪宗 曹洞宗	ソウル市内	女性（母親）が水子を実家の靈駕として祀る。

結語：「水子供養」にみる韓国宗教の実相

韓国の地に「水子供養」が拡がる中で、あくまでも韓国仏教の教義に根ざした「胎児靈駕薦度齋」を模索する仏教界の保守層は、妊娠中絶を繰り返す信徒達に、墮胎の罪を犯した女性が、仏道修練を経て罪の許しを得、救いを授かってゆく物語を説いた「佛説長壽滅罪護諸童子陀羅尼經」や、自分を犠牲にして子供を産み育ててくれる父母の恩を説く「佛説父母恩重經」といった偽經（中国撰述經典）を読み聞かせ、儒教的色彩を帯びた「胎中生命尊重思想」を教化してゆくことを通して、中絶防止を図ろうとしている〔金鶴洙 2001, 淵上 2004:22-27〕。

だがその一方で、「男児選好思想」に代表される儒教思想が深く根を下ろす韓国仏教を信じるが故に、自身に負わされた男児出産の義務を果たすべく「女兒落胎」を繰り返して

ゆく信徒達は、仏教界の指導層の説くそうした教理主義的な生命尊重思想に違和感をおぼえており、中絶された胎児の解冤を手掛け、胎児の再生を説いて罪の意識を和らげ、中絶の罪障を滅罪してくれる、いわば免罪符としての「水子供養」に中絶の罪業からの救いの手立てを求めているように思われる。翻って、仏教をはじめとする宗教に帰依することで、韓国の宗教に深く根ざした儒教思想にからめとられ、中絶の罪を重ねてゆく信徒等にとって、罪を犯すことなく生きてゆくことが困難な一般信者が免罪符を授かる術を示してくれ、自身の信仰する宗教の生命尊重思想と儒教の父系血統主義との矛盾に苦しむ女人達に、信仰生活の拠り所を与えてくれる「水子供養」が、既存の宗教には見いだされなかった「救い」と映り、「落胎天国」の地に広がっていったのではなかろうか。

仏教を中心に韓国の宗教に広がった「水子供養」は、儒教思想が諸宗教の根幹に今もなお深く根差し生き続けている、今日の韓国宗教の実相を表していると思われる。

注

1. 日本宗教研究者の李元範東西大教授による用法。
2. 出生前に胎児の性別を調べることは、「医療法」（法律第 9386 号、1987 年制定、2009 年 1 月 30 日第 36 次一部改正、2010 年 1 月 31 日施行）第 20 条（旧医療法第 19 条の 2）「胎児の性鑑別行為等の禁止」—1. 医療人は胎児の性鑑別を目的として妊婦を診察したり検査したりしてはならず、同様の目的による他人の行動を手助けしてはならない。2. 医療人は胎児または妊婦に対する診察や検査を通して知った胎児の性別を、妊婦や家族、その他の人々に教えてはならない。—によって禁止されており、この規定に違反した場合、「医療法」第 65 条（免許の取り消しと再交付）によって医師免許が取り消され、「医療法」第 88 条（罰則）によって 3 年以下の懲役刑ないしは 1,000 万ウォン以下の罰金刑に処される [大韓民國國會法律知識情報システム 2009]。「胎児の性鑑別行為等の禁止」は、「男児選好思想」による女児の中絶を防止することを目的として 1987 年に制定された条項であるが、制定から 21 年を経た 2008 年の 4 月に、一法律家が、「出産末期に胎児の性別を教えないのは、個人の知る権利と幸福追求権を侵害することであり、現行の医療法の胎児性鑑別禁止規定は基本的人権の侵害に当たる」として憲法裁判所に同法の違憲審査を請求した。それ以来、個人の知る権利の擁護を訴えて同法の違憲説を支持する大韓医師協会等と、「男児選好思想」による女児の中絶が後を絶たない現状に鑑み、同法の合憲説に立って法の存続を訴える保健福祉部（現保健福祉家族部）等との間で意見対立が続いていたが [時事マガジン（申혜영）2008.6.11.]、2008 年 7 月、憲法裁判所より「胎児の性鑑別行為等の禁止」条項に違憲判決が下り、2010 年 1 月 1 日より妊娠 28 週以降の胎児の性別を告知することが全面的に許容されることになった [聯合ニュース 2009.2.2.]。
3. 韓国の年は、六十甲子一十干（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸）と十二支（子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥）の組み合わせによる六十種の年一で言い慣わされている。
4. これらのミサが奉獻される時、妊娠中絶によって死にゆく胎児の姿が描写された「胎児達のための十字架の道」[天主教水原教區教育局 1994]、「胎児達のために捧げる祈祷」

(<http://kr.geocities.com/pmagneslee/prayer/motnbaby.html>)、「生まれて来ることのできなかつた赤子達が捧げる十字架の道」(<http://kr.geocities.com/pmagneslee/prayer/990.html>)が奉読され、妊娠中絶に対する贖罪祈祷が行われる [カトリック新聞 1991.3.10.]。

5. 韓国では、妊娠中絶（落胎）は、刑法第 27 章 [落胎の罪] 第 269 条（落胎）—①. 婦女が薬物その他の方法によって落胎した時には、1 年以下の懲役または 200 万ウォン以下の罰金に処する、②. 婦女の囑託または承諾を得て落胎させた者も第 1 項と同様の刑に処する、③. 第 2 項の罪を犯し婦女に傷害を負わせた時には 3 年以下の懲役に処し、死亡に至らしめた時には 7 年以下の懲役に処する—によって原則として禁止されている [大韓民國国会法律知識情報システム 2009]。だが、その一方で、「母子保健法」（法律第 9333 号、1973 年制定、2009 年 1 月 7 日第 9 次一部改正、2009 年 7 月 8 日施行）第 14 条「人工妊娠中絶の許容限界」によって、「1. 医師は次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、本人と配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）の同意を得て人工妊娠中絶を行うことができる。(1). 本人または配偶者に大統領令の定める優生学的または遺伝学的精神障害や身体疾患がある場合。(2). 本人または配偶者に大統領令の定める伝染性疾患がある場合。(3). 強姦または準強姦により妊娠した場合。(4). 法律上婚姻できない血族または姻族間で妊娠した場合。(5). 妊娠の持続が保健医学的理由により母体の健康を著しく損ねる恐れがある場合。2. 第 1 項で、死亡、疾走、行方不明その他やむをえない理由により同意を得ることができない場合は、本人の同意だけでも妊娠中絶をすることができる。3. 第 1 項で、本人か配偶者が心臓障害により意思表示ができない時には、その親権者か後継人の同意により、親権者や後見人がいない場合は、扶養義務者の同意により各々の同意を代行することができる。」と定められており（注：訳語は原文表記に従っている） [大韓民國国会法律知識情報システム 2009]、同法の枠内で妊娠中絶をすることが認められている。だが実際には、この法律を利用して妊婦の思うままに中絶をすることが可能であり、現在韓国国内で行われている妊娠中絶の 95%が違法であるとみられている [文化日報 2006.10.11., 中央日報 2008.2.14.]。それにも拘わらず、大韓民國大検察庁によれば、これまでの違法中絶の検挙件数は、1999 年 41 件、2000 年 37 件、2001 年 42 件、2002 年 36 件、2003 年は 40 件に止まっており [時事マガジン (申혜영) 2008.6.11.]、中絶禁止条項が死文化しているとして中絶反対派から批判されている。
6. ただし、未婚女性および 10 代の妊娠中絶を調査するために、調査対象者の年齢層の選定の際、女性については出産期にある 15～19 歳の年齢層が含まれているのに対し、男性については 10 代の年齢層は除外されている。
7. 1983 年韓国ギャラップ調査データの出所は、柳載國「孕胎をお許しになったけれど—落胎、破壊される神の形象—」성누가회 Saint Luke Society 세미나資料、2008 年 9 月 28 日(http://kr.stlukesociety.com/contents/seminar/seminar_01.htm?id=11)。1991 年韓国刑事政策研究院調査データの出所は、沈英姫論文（「落胎의 實態 및 意識에 관한 研究（落胎の実態および意識に関する研究）」『刑事政策研究』2 卷 2 号）中の論考「落胎経験女性の社会人口学的特性」p.144、および同論文の論考「3 回以上落胎を経験した女性の社会人口学的特性」p.157。2000 年韓国保健社会研究院調査データは、2000 年 6 月から 8 月にかけて韓国保健社会研究院が主婦 5261 人を対象とし

て実施した妊娠暦調査の結果を、延世大學校保健大學院の鄭宇鎮教授の研究チームが分析し、同年 11 月 11 日に発表したものによる（『東亞日報』2003 年 11 月 12 日号）。

8. 「無回答」を、実際には中絶の経験があるものとみて「経験あり」に入れて計算すると、調査対象者のうち中絶経験のある者は 48.9%、中絶経験のない者は 51.1%となる。
9. 「無回答」を、実際には中絶の経験があるものとみて「経験あり」に入れて計算すると、<グラフ 3-2>「仏教帰依年数別中絶経験率」の中絶経験率は、帰依年数無回答が 40.4%、1 年未満が 26.0 %、2～5 年が 36.6%、5～10 年が 50.0%、10 年以上が 65.6%となる。
10. 注 8・注 9 と同様、<グラフ 3-3>・<表 3-3>の菩薩戒の受戒別にみた仏教徒の妊娠中絶率の「無回答」を、実際には中絶経験があるものとみて「経験あり」に入れて計算すると、菩薩戒受戒者の中絶経験率は 65%、菩薩戒未受戒者のそれは 27%となる。
11. 儒教の「祭祀（チェサ）」に当たる祖先崇拝の儀礼が、仏教では「祖上靈駕薦度齋」の中の「祭祀」として、プロテスタントでは「祖上追慕礼拝」、カトリックでは「祖上達のための追慕ミサ」と称して行われている。

【参考文献】（現地語アルファベット順）

カトリック新聞（Catholic Times） 1991／

「낙태로 인한 태아의 죽음을 묘사, 십자가의 길, 기도로 보석해야（落胎による胎児の死を描写、十字架の道、祈祷で補贖しなければ）」『カトリック新聞』1991 年 3 月 10 日、大韓民国大邱：カトリック新聞社(www.catholictimes.org)。

カトリック新聞（Catholic Times）① 2003／

「낙태천국, 한국（落胎天国、韓国）」『カトリック新聞』2003 年 2 月 9 日、大韓民国大邱：カトリック新聞社(www.catholictimes.org)。

カトリック新聞（Catholic Times）② 2003／

「낙태시술 거부 차희제원장（落胎施術を拒否する車ヒジェ院長）」『カトリック新聞』2003 年 2 月 9 日、大韓民国大邱：カトリック新聞社（同上）。

朝鮮日報（Chosun Ilbo） 2001／

「낙태, ‘배속 살인’ 년 150 만건（落胎、‘腹の中の殺人’ 年 150 万件）」『朝鮮日報』2001 年 5 月 1 日、大韓民国ソウル：朝鮮日報社(www.chosun.com)。

天主教水原教區教育局 1994／

『죽어야만 산다는 것— 태아들의 십자가의 길—（死ぬことによってのみ生きるということ—胎児達の十字架の道—）』、1994 年 2 月 13 日、大韓民国水原：同教育局(www.casuwon.or.kr)。

天主教水原教區平信徒使徒職協議會 1992／

「낙태방지를 위한 교육자료 (落胎防止のための教育資料)」p.151.、大韓民国水原：同協議會(<http://ph.casuwon.or.kr>)。

大韓民國國會法律知識情報システム 2009／

「刑法」(法律第 7623 号、2005 年 7 月 29 日第 8 次一部改正、第 27 章 [落胎の罪] 第 269 条 (落胎) は 1995 年 12 月 29 日改正(http://likms.assembly.go.kr/law/jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1466)。「母子保健法」(法律第 9333 号、1973 年制定、2009 年 1 月 7 日第 9 次一部改正、2009 年 7 月 8 日施行) (http://likms.assembly.go.kr/law/jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0166) 「医療法」(法律第 9386 号、2009 年 1 月 30 日第 36 次一部改正、2010 年 1 月 31 日施行) (http://likms.assembly.go.kr/law/jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1549)。(韓国語)

東亞日報 (Dong-A Ilbo) 2003／

「부유할수록, 학력높을수록 낙태많다 (富裕であるほど、学歴が低いほど落胎が多い)」『東亞日報』2003 年 11 月 12 日、大韓民国ソウル：東亞日報社(www.donga.com)。

渕上恭子 1997／

「韓国仏教の<水子供養>」『平和と宗教』No.16、pp.98-104.、東京：庭野平和財団。

渕上恭子 2001／

「韓国仏教の<水子供養>—韓国における仏教信者の妊娠中絶と祖先祭祀—」『月刊寺門興隆』第 3 卷第 4 号 (通卷 29 号)、pp.70-76.、東京：興山社。

渕上恭子 2002／

「韓国仏教の<水子供養>—民衆仏教の生命論と仏典理解—」『宗教研究』第 76 卷第 1 輯 (通卷 333 号)、pp.181-207.、東京：日本宗教学会。

渕上恭子 2004／

「韓国仏教界の胎中生命保護運動にみる『長壽滅罪經』の信仰実践—中絶防止教育と仏典理解—」『平成 14 年度研究・活動助成報告集』第 12 卷、pp.22-27.、東京：庭野平和財団。

韓國ギャラップ調査研究所 2002／

「한국인의 종교와 종교의식 (韓国人の宗教と宗教意識)」調査、大韓民国ソウル：韓國ギャラップ調査研究所(<http://www.gallup.co.kr>)。「伝統と儒教：韓国の宗教と儒教」(http://gc.sfc.keio.ac.jp/class/2002_14969/slides/06/31.html)を参照。

韓國ギャラップ調査研究所 2005 年 10 月 11 日／

「韓國의 宗教」『韓國갯럽宗教人口』、大韓民国ソウル：韓國ギャラップ調査研究所(同上)。(韓国語)

- 韓國保健社會研究院 1976,1979,1985,1988,1991,1994,1997,2000,2003 /
「15~44 歲 有配偶婦人의 人工妊娠中絶經驗率」『全國出産力 및 家族保健實態調査』
、大韓民国ソウル：韓國保健社會研究院(www.kihasa.re.kr)。
- 韓國保健社會研究院 1960,1966,1976,1981,1985,1987,1990,1993,1996,1998,2001,2002/
「出生率의 推移」『全國出産力 및 家族保健實態調査』、大韓民国ソウル：韓國保健社
會研究院 (同上)。
- 韓國司牧研究所 2005 /
「[연구·조사·통계] 기혼여성낙태중 14%만합법 ([研究·調査·統計] 既婚女性の
落胎の14%のみ合法)」『司牧情報』2005年4月21日、大韓民国ソウル：韓國司牧
研究所 (http://samok.cbck.or.kr)。
- 中央日報 (JoongAng Ilbo) 2008 /
「‘쉬쉬’ 하던 낙태논쟁 세상밖으로 (‘口を閉ざしていた’ 落胎論争を公論化)」『中
央日報』2008年2月14日、大韓民国ソウル：中央日報社(www.joins.com)。
- 金鶴洙 (Kim Hak-Su キム・ハクス) /2001
『인공임신중절문제의 불교복지적대책에 관한 연구 (人工妊娠中絶問題の仏教福祉的
対策に関する研究)』東國大學校佛教大學院佛教社會福祉學科碩士學位 (修士) 論文 (h
ttp://sejon.or.kr/simpl/si_b/si_b_09/nonmun/non_main/shtml)。大韓民国ソウル：東
國大學校佛教大學院。
- 金은남 (Kim Un-Nam キム・ウンナム) / 1998
「뱃살 여아살해 광란의 유희극 (腹の皮の女兒殺害、狂乱の流血劇)」『시사저널 (時
事ジャーナル)』1998年11月12号 (通卷 472号)、pp. 26-36. 、大韓民国ソウ
ル：獨立新聞社(www.sisapress.com)。
- 李貞子 (Lee Jeong-Ja イ・チョンジャ) 1999 /
『佛教福祉的 觀點에서 본 人工妊娠中絶에 대한 對策 (仏教福祉的觀點からみた人
工妊娠中絶に対する對策)』清州大學校大學院社會福祉學科碩士學位 (修士) 論文、
大韓民国清州：清州大學校大學院。
- 李元範 (Lee Won-Bum イ・ウォンボム) 編 2007 /
『한국내 일본계종교운동의 이해 (韓国内の日本系宗教運動の理解)』、大韓民国ソウ
ル：제이앤씨 (ジェイエヌシー) (www.jncbook.com)。
- 李康守 (Lee Gang-Su イ・ガン스) 1995 /
『낙태에 대한 이해와 방지책에 관한 고찰 (落胎に対する理解と防止策に関する考察)』
光州カトリック大學校大學院實踐神學專攻碩士學位 (修士) 論文、大韓民国光州：光
州カトリック大學校大學院。
- 文化觀光部 (現文化體育觀光部) 宗務室 1999年11月 /
『韓國의 宗教現況』、大韓民国ソウル：文化體育觀光部(www.mcst.go.kr)。(韓国語)

文化觀光部（現文化體育觀光部） 2002年12月／

『2002年 韓國의 宗教現況』、大韓民国ソウル：文化體育觀光部（同上）。(韓国語)

文化觀光部（現文化體育觀光部） 2003年6月／

『1999年 韓國의 宗教現況』、大韓民国ソウル：文化體育觀光部(同上)。 (韓国語)

文化體育觀光部 2009年1月22日／

『2008年 韓國의 宗教現況』、大韓民国ソウル：文化體育觀光部（同上）。(韓国語)

文化日報 (Munhwa Ilbo) 2006／

「불법낙태 年 34 만 ‘생명’ 꺾여 (不法落胎が年に 34 万の「生命」を葬る)」『文化日報』2006年10月11日号、大韓民国ソウル：文化日報社(www.munhwa.com)。

ニューズウィーク韓国版 2002／

「기혼여성 43% 낙태경험 (既婚女性の43%が落胎を経験)」『뉴스위크한국판 (ニューズウィーク韓国版)』2002年5月15日号、大韓民国ソウル：中央日報時事メディア(www.sisamedia.co.kr)。

普覺 (Po-Gak ポガク) (조광한 チョ・グァンハン) 1994／

「불교인의 임신중절에 대한 의식조사연구 (仏教人の妊娠中絶に対する意識調査研究)」『중앙승가대학교논문집 (中央僧伽大學校論文集)』第3集、pp.183-203、大韓民国ソウル：中央僧伽大學校。

柳載國 (Ryu Jae-Guk ユ・ジェグツ) 2008／

「孕胎をお許しになったけれど—落胎、破壊される神の形象—」성누가회 Saint Luke Society(http://kr.stlukesociety.com/contents/seminar/seminar_01.htm?id=11) 세미나資料、2008年9月28日、大韓民国ソウル：聖ルカ会。(韓国語)

皿谷由美 2003／

『낙태에 대한 한국인의 종교의식연구 : 증산도의 「뱃속살인」 개념을 중심으로 (落胎に対する韓国人の宗教意識研究：甌山道の「腹中殺人」概念を中心に)』韓國外國語大學校國際地域大學院碩座學位 (修士) 論文、大韓民国ソウル：韓國外國語大學校。(韓国語)

世界日報 (Segye Ilbo) 2004／

「대한민국은 낙태공화국(大韓民国は落胎共和国)?」『世界日報』2004年12月30日。大韓民国ソウル：世界日報社(www.segye.com)。

徐정신 (Seo Jeong-Sin ソ・ジョンシン) 1994／

「한국에서의 성별낙태에 대하여 (韓国における性選択的中絶について)」『철학과 현실 (哲学と現実)』1994年3月号 (通卷20号)、pp.217-225、大韓民国ソウル：哲学と現実社(www.dbpia.co.kr)。

沈英姬 (Sim Yeong-Hee シム・ヨンヒ) 1991/

「落胎의 實態 및 意識에 關한 研究 (落胎の實態および意識に関する研究)」『刑事政策研究』2卷2号、pp.25-243、大韓民国ソウル：韓國刑事政策研究院(www.kic.re.kr)。

申혜영 (Sin Hyea-Yung シン・ヘヨン) 2008/

「침묵의 절규, ‘낙태’ 피할 수 없는 선택인가? (沈黙の絶叫 ‘落胎’、避けられない選択なのか?)」『時事매거진 (時事マガジン)』2008年6月11日号、大韓民国ソウル：時事マガジン(www.sisamagazine.co.kr)。

선우인 (Sun U-In ソン・ウイン) 2005/

『六十甲子解説』、大韓民国ソウル：대양미디어 (大洋メディア)。(韓国語)

統計廳 1985年11月1日/

『1985年人口住宅總調査 (人口 및 住宅센서스集計)』、大韓民国大田：韓國統計廳 (www.nso.go.kr)。(韓国語)

統計廳 1990/

『1990年人口住宅總調査 (人口 및 住宅센서스集計)』、大韓民国大田：韓國統計廳 (同上)。(韓国語)

統計廳 1995年11月1日/

『1995年人口住宅總調査 (人口 및 住宅센서스集計)』、大韓民国大田：韓國統計廳 (同上)。(韓国語)

統計廳 1999/

『韓國의 社會指標 1999年』、大韓民国大田：韓國統計廳 (同上)。(韓国語)

統計廳 2005/

『2005年人口住宅總調査 (人口 및 住宅센서스集計)』、大韓民国大田：韓國統計廳 (同上)。(韓国語)

統計廳 2009/

『2005年人口動態統計年表』、大韓民国大田：韓國統計廳 (同上)。(韓国語)

聯合ニュース (Yonhap News) 2009/

「28 주 넘은 태아 성감별 허용 (28週を過ぎた胎児の性鑑別を認める)」『연합뉴스 (聯合ニュース)』2009年2月2日、大韓民国ソウル：聯合ニュース社 (www.yonhapnews.co.kr)。

